

# 日米企業間関係と占領政策

—工業所有権回復過程におけるGE特許の位置—

西村成弘

## I. はじめに

筆者はこれまで、米ゼネラル・エレクトリック社 (General Electric Company, 以下GE) の日本における特許管理の方法と組織の解明を行ってきた。そのもっとも際立った特徴は、東京電気および芝浦製作所とそれぞれ国際特許管理契約を締結し、それを通して本国から遠く離れた日本市場において事業を行ったことであった<sup>1)</sup>。GEが1919年に東京電気および芝浦製作所と締結した特許管理契約は、両社がGE発明の日本における特許出願権を譲渡され、自らの名義で日本の特許当局に出願して権利を取得し、それらを自らの権利として管理し利用するというものであった。したがってGEの日本特許は東京電気と芝浦製作所、両社が合併した後は東京芝浦電気の名義において出願・登録され、これら日本企業がその権利を行使し利潤を得ていた。

しかし、国際特許管理契約を通じた事業方法は超歴史的なものではなく、戦間期に特徴的なものであった。国際経営に従事する企業がなぜ、いかにして特許管理契約による事業管理という形態をとるようになったのかを明らかにすることは、特許管理の理解にとって重要な論点である。それを解明する一つの手がかりは、戦間期の国際特許管理契約が第二次大戦後にどのように再編され展開されたのかを明らかにすることである。再編過程の一部は終戦から1952年の講和条約発効までの混乱した状況下で進められたが、2つの論点を設定することにより国際特許管理の再編過程の大きな流れを浮かび上がらせることができる。1つは、日本企業名で出願・取得され管理されていたGE特許が占領期にどのように扱われたのか、戦後回復措置の過程でどのように処理されたのか、という点である。もう1つは特許管理契約が第二次大戦後にも引き継がれたのか、あるいは異なる契約関係になったのかという点である。

これら2つの論点は、占領期から講和後にいたるGEの一連の意思決定や行動を明らかにすることからアプローチされる。戦後措置は連合国最高司令官総司令部 (以下, GHQ/SCAP)

1) 国際特許管理契約については、西村成弘「外国技術の導入と特許部門の役割—芝浦製作所における特許部門の設立と展開—」『国民経済雑誌』第186巻第4号、2002年10月；同「戦前におけるGEの国際特許管理—『代理出願』契約と東京電気の組織能力—」『経営史学』第37巻第3号、2002年12月を参照。

およびその指令に基づく日本政府の諸法令によって行われたが、GEは日本において保有する工業所有権を維持し、回復過程においてはそれらの権利を回復させ補償措置を受けるため、米政府やGHQ/SCAPに対してさまざまな働きかけを行った。同時にトップマネジメントの意思決定においては、GEは日本市場を含む戦後の国際戦略の策定を行い、ヨーロッパ諸国や日本企業と新しい特許契約を締結してゆき、その中で戦間期の国際特許管理の方法と組織を再編していった。GEによる国際特許管理の再編過程はこれら2つの流れの中に浮かび上がってくるのだが、本稿ではこれら2つの論点のうち前者の動きを明らかにする。

なお、GEの日本における財産の回復および補償措置は、本稿で明らかにする工業所有権を対象にしたもののほかに次のものがあつた。1つは敵産管理法（1941年）によって処分された持株の売却益、配当、技術報償費を対象にしたものである。これらの財産は戦時中、横浜正金銀行の特殊財産勘定に預けられており、GEは連合国人としては最大の6700万円余りの残高をもっていた<sup>2)</sup>。特殊財産勘定については1945年10月の「大蔵省告示（第370号）」により名義人である連合国人に資金を払い戻すことが可能となり、1947年にはGHQ/SCAP民間財産管理局（Civil Property Custodian, CPC）から日本銀行宛に出された覚書により払い戻し手続きが整えられた<sup>3)</sup>。GEはこの規定に基づき預金を払い出し回収したと考えられる。これに加えてGEは日米財産委員会に対し戦時中に大蔵大臣の決定によって減額あるいは免除された特許使用料、特許譲渡報酬、配当金等に関する請求を行い、審決を得て損失を回復した<sup>4)</sup>。

もう1つはGEの東京芝浦電気に対する持株の回復である。株式に関しては「連合国財産である株式の回復に関する政令」（昭和24年政令第310号）に基づいて回復措置がとられ、GEは1951年8月に手続きを開始し、1953年に持株を回復した<sup>5)</sup>。

本稿では、GEによる戦後の工業所有権回復過程を明らかにするにあたり、GHQ/SCAP民間財産管理局資料（RG 331）を用いた。民間財産管理局は日本にあつた連合国の資産等を保全・管理することを任務としていた機関で、その資料は国際特許管理契約下で管理されていたGE特許がどのように処分されたのかについての詳細な情報を含んでいる。これに加え国務省資料（RG 59）および極東委員会資料を用いた。これらの資料は国立国会図書館憲政資料室とアメリカ合衆国公文書館にて収集した<sup>6)</sup>。

以下、Ⅱでは、連合国人の所有にかかる工業所有権に対する一連の戦後措置について概観し、そのうえでⅢにおいて個別GEに焦点を当て、GEの工業所有権回復過程を占領政策との関係に

2) 西村成弘「国際特許管理契約と日米開戦—GEの対日事業と敵産処分—」『関西大学商学論集』第54巻第6号、2010年2月を参照。

3) 大蔵省『第二次大戦における連合国財産処理（戦後篇）』大蔵省印刷局、1965年、309ページ。

4) 同上、552-565ページ。

5) 東京芝浦電気株式会社『東京芝浦電気株式会社八十五年史』同社、1963年、319-320ページ。

6) 国会図書館所蔵のGHQ/SCAP関連マイクロフィッシュ資料はアメリカ公文書館RG331の資料に基づいている。本稿で両資料を引用・参照する場合はRG331の資料を優先する。

留意しつつ明らかにする。

## II. 工業所有権に関する戦後措置

日本の工業所有権制度および工業所有権に対してとられた戦後措置は、大別すると2つに区分できる<sup>7)</sup>。第一は、秘密特許制度、工業所有権戦時法、工業所有権戦時特例の廃止である。これらの措置は工業所有権制度それ自体に対してとられたもので、制度を平時のものに戻すものであった。第二は、連合国人、ドイツ人、中立国人など日本人でない個人や企業等の工業所有権に対してとられた措置である。このうち連合国人に対する戦後措置についてより詳しく見ていこう。

連合国人所有の工業所有権に対する戦後措置は、戦時中に行われた取り消し処分や専用実施権設定等の処分に対して回復措置や代償措置をとるものであった。日本の工業所有権戦後措置の一つの特徴は、平和条約の発効（1952年4月）を待たずに「連合国人工業所有権戦後措置令」（1949年8月）や「連合国人商標戦後措置令」（1950年1月）が施行されたことである<sup>8)</sup>。この背景には、米ソ対立の激化により平和条約の締結が長引くという観測のもとで、工業所有権に関しては早急に戦後措置を行い、日本の経済復興と国際社会への復帰を果たさせようとする動きがあった<sup>9)</sup>。経済発展の根幹の一つをなす工業所有権制度が復興過程において重視され、連合国の主導によって回復と復興の措置がとられたことは、それが冷戦下において日本企業の成長や日米企業間関係の在り方を規定した一つの要因であったことを物語っている。

工業所有権に対する戦後措置は、終戦直後から1947年半ばまでの保護・保全措置、1946年半ばから1949年中ごろまでの調査、そして1949年中ごろから1951年までの回復措置というように、3つの段階を経て行われた。

大戦終了後、連合国人工業所有権の保全に関する連合国最高司令官指令（SCAPIN）が発せられた。1945年9月13日の「連合国及び枢軸国財産の保全に関する覚書」（SCAPIN 26号）がそれであり、これに基づき9月26日に日本政府は「連合国財産の保全に関する件」（大蔵省令第80号）を発令した。大蔵省令では「連合国人の財産は大蔵大臣の許可なくしては一切処分変更してはならないこと」が規定された<sup>10)</sup>。さらに1946年11月30日には「連合国及びその国民の所有する財産の保全強化に関する件」（SCAPIN 1370号）が、翌年5月12日には「連合国及び

7) 工業所有権戦後措置については、特許庁『工業所有権制度百年史（下巻）』発明協会、1985年、5-56ページを参照した。

8) なお、ドイツ人の工業所有権に対する措置は1950年1月27日に施行されたが（「ドイツ人工業所有権戦後措置令」昭和25年政令第4号）、中立国人の工業所有権に関する措置は平和条約発効後に各国との間で取り決められた。同上書、6-7ページ。

9) 同上書、14-15ページ。

10) 同上書、7ページ。

その国民の財産の保全と保護に関する件」(SCAPIN 1670号)が発せられた。これらは日本政府による保全措置が不十分であることを指摘し、政府に対して連合国財産の保全に関する実行力のある措置を講ずることを求めるものであった<sup>11)</sup>。

次いでGHQは、連合国人が日本においてどれほどの工業所有権を保有しているかを把握するため、1946年7月13日に「特許実用新案、意匠及び商標に関する件」(SCAPIN 1725-A号)を発した。この覚書は1941年12月7日時点において「日本国籍を有しない者の名義で登録されていた一切の特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びに同日現在係続していた全出願について、特許又は登録番号、権利者の氏名、国籍及び住所、権利付与日、発明などの名称、権利などが取り消された場合は取消しの日付及びその理由、並びに同日以降に支払われるべきであった実施料などについての完全な報告書」を日本政府が作成し提出することを指令したものであった。さらに1947年8月28日にはGHQ民間財産管理局覚書「特定の外国国籍者の名義で登録した工業所有権に関する件」が発せられ、1941年12月7日時点における連合国をはじめとする57カ国の工業所有権について、種別ごとにその件数を提出するように特許標準局に指令された<sup>12)</sup>。この2つの覚書によってGHQは日本において連合国人が所有していた工業所有権の規模や戦争中の処分の実態をほぼ把握することができた。

連合国人が所有する工業所有権の実施状況についての調査も並行して行われた。この調査は1946年12月17日に出示された覚書「連合国人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権に関する件」(SCAPIN 2811-A号)によって指令されたもので、日本政府は1941年12月7日時点かあるいはそれ以降に登録された連合人名義の工業所有権等について、1946年12月1日までの使用状況(特許番号、登録番号、発明の名称、使用者の住所、氏名、使用の根拠、実施の態様、使用の範囲など)について個別の報告書を作成することを求められた。また、「連合国人の特許権及び著作権の使用料に基づく銀行預金に関する件」(1946年11月30日、SCAPIN 1371号)が発せられ、日本政府に対して1941年12月7日以降の銀行預金であって、連合国人の特許権又は著作権の使用料に該当するものについて調査し報告することが指令された<sup>13)</sup>。

以上は連合国人の工業所有権の実施に関する全体的な調査であるが、1946年から1949年まで特定企業のものに関する調査も個別に指令された。これらの指令は民間財産管理局によってなされたもので、1946年12月5日の覚書「日満水素添加特許権株式会社の特許権の状態」から1949年6月4日の「もとインターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社の特許で東京芝浦電気所有の特許」まで24回にわたって指令された。表1はそれらの一覧である<sup>14)</sup>。

11) 同上書、8ページ。

12) 同上書、9ページ。なお、これ等の覚書によって把握された工業所有権の全体の件数については、西村成弘、「国際特許管理契約と日米開戦」、52ページ、表6を参照。

13) 特許庁、前掲書、10-11ページ

14) 特許庁『工業所有権関係連合国最高司令部覚書集』1951年、181-188ページ。なお、後に見るように、この『覚書集』に記載されている覚書以外にも個別企業の工業所有権の調査に関して発せられた覚書は多数ある。『覚書集』に列記されている覚書は特許標準局に対して出されたものに限られている。

表1 個別企業の特許調査に関する民間財産管理局覚書

覚書	日付	要旨
日満水素添加特許権株式会社の特許権の状態	1946年12月5日	同社が所有する特許権と特許出願について権利の取消、実施の有無、既払・未払実施料の金額、出願の処分状況を報告するよう指令
オーチス・エレベータ会社の日本特許	12月5日	同社が所有する特許権を子会社である東洋造機工業株式会社がどのように使用しているか調査報告するよう指令
山武工業株式会社（東京）からブラウン・インスツルメント社（米国フィラデルフィア）に支払われるべきロイヤリティ	1947年1月2日	ブラウン社と山武工業他1社との間の契約書、およびこの契約に基づいて山武工業がブラウン社に支払うべき実施料に関する報告書を提出するよう指令
ウェスチングハウス・エア・ブレーキ社と日本各社との間のライセンス契約	4月28日	同社と三菱電機株式会社他1社との実施契約および実施料に関して調査報告するよう指令
ロイヤリティ支払いに関する要求	8月29日	ブラウン・インスツルメント社の特許権を実施している日立製作所他3社の実施数、実施料の既払・未払を調査するよう指令
インターナショナル・デラバード・マニュファクチャリング社と久保田鉄工社との間の特許ライセンス契約に関する報告書要求	9月24日	両社間の特許実施契約と実施料に関する報告書提出を指令
セント・レジス・ペーパー社（米国）の特許財産に関する報告書要求	9月24日	1941年12月7日時点で同社および東洋紙袋株式会社他1社名義で登録されていた特許、実用新案およびそれらの出願中のものに関する報告書提出を指令
ウェスチングハウス・エレクトリック・エンド・マニュファクチャリング社の日本における特許財産	1948年1月2日	同社名義で登録されている特許、実用新案、商標およびそれぞれの出願に関する現状報告を提出するよう指令
シンガー・ミシン社の特許財産	2月4日	同社提出のリストに基づき、特許出願、実用新案出願、および特許権、実用新案権、意匠権についての現状報告を提出するよう指令
シンガー・マニュファクチャリング社の商標	2月9日	同社の所有する別記リスト掲載の商標権について満了の日および現状報告を提出するよう指令
連合国人名義の登録商標	3月1日	連合国人が所有する別記リスト掲載の商標権に関する調査報告を提出するよう指令
国際水素添加特許権会社（オランダ）所有の特許権の使用	3月2日	同社との実施契約に基づいて実施している別記リスト掲載の会社の実施報告を提出するよう指令
ドイツ・ハンブルグ在住チャールス・ロブロークス（オランダ人）の特許財産	3月12日	同氏と実施契約を有する合同油脂グリセリン株式会社における食用固形脂肪の実施状況および実施料に関する報告を提出するよう指令
日満水素添加特許権株式会社	3月23日	同社の所有する特許第116,358号他2件及び特許出願2件の現状報告を提出するよう指令
パワー・ガス・コーポレーション（英）に属する特許財産の使用	7月6日	同社と三菱商事株式会社との実施契約に関し、その実施状況及び実施料に関する報告書の提出を指令
フィリップス・スクリュウ・カンパニー（米）の特許財産	7月20日	同社に対して大澤商店が支払うべき実施料額の報告を行うよう指令
インペリアル・ケミカル・インダストリーズ（英）の特許財産	8月27日	同社の特許権の日本人実施権者による実施状況及び特許出願10件の現状報告を提出するよう指令
コニクリーク・インダストリエ・アマチャッピーに属する特許財産	10月8日	森崎久吉（高知市）による同社の特許権の実施状況を調査報告するよう指令
チャールス・ロブロークス（オランダ人）の特許財産	10月9日	合同油脂グリセリン会社およびその継承者である日産化学株式会社による同社の特許権の実施状況および実施料支払いに関して報告書の提出を指令
スベリー・ジャイロスコープ社（米）の特許財産	10月26日	同社と三井物産株式会社他1社との特許実施契約による実施状況及び実施料に関する報告を提出するよう指令
モルガン・クルーシブル社（英）およびモルガナイト・カーボン株式会社の特許財産	1949年2月8日	両社の所有する特許、商標の目録、それらの現状及び実施料についての調査報告を提出するよう指令
E・I・デュボン社とグッドイヤー・タイヤ・エンド・ラバー社（米）の特許財産	3月5日	デュボン社の所有する日本特許第129,993号の現状報告、およびグッドイヤー・タイヤ社の発明した方法によるゴム酸化防止剤を実施している三井化学他3社による生産報告を提出するよう指令
キャリヤ・エンジニアリング社（米）の特許財産	5月20日	同社及び東洋キャリヤ工業株式会社の有する特許権の状態および権利消滅理由の報告を提出するよう指令
もとインターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社の特許で東京芝浦所有の特許	6月4日	インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社の特許、実用新案、およびこれらの出願で、1941年12月7日以降に東京芝浦電気株式会社名義で登録されたものを報告するよう指令

（出所）特許庁『工業所有権関係連合国最高司令部覚書集』1951年、181-188ページより作成。

連合国人の工業所有権の回復は、1949年に公布された「連合国人工業所有権戦後措置令」(昭和24年政令第309号)にもとづいて行われた。同年4月8日にGHQは日本政府に対して覚書「連合国人の特許、実用新案、意匠の返還手続きに関する件」(SCAPIN 1990号)を通知した。これは同年3月に極東委員会が採択した「連合国人の有する工業所有権の戦後処理についての方針」に基づいたものである。日本政府はGHQ覚書に従い8月16日に戦後措置令を公布し9月1日より施行した<sup>15)</sup>。

「連合国人工業所有権戦後措置令」は、特許権の回復と出願に関して主として次のことを定めていた<sup>16)</sup>。第一に、1941年12月7日の開戦日に連合国人が所有していた特許権で、それ以降特許料の未納により取り消された特許、または工業所有権戦時法の規定によって商工大臣が取消しの決定を行い消滅したものについては、原権利者またはその継承人が回復の申請をすれば、消滅または取消しの日にさかのぼって回復する。第二に、回復された特許権、または連合国人が開戦の日に所有していた特許権のうち現存するものと、措置令施行前に期間満了により消滅したものについては、戦争開始の日から回復申請の登録日までの期間を特許権の存続期間に算入しない。ただしこの不算入期間における実施料の請求や損害賠償の請求はできない。第三に、申請により回復した特許権であっても存続期間の特例を申請しないものについては、戦争開始の日から申請登録の日までの特許料納入を不要とする。そして第四に、連合国人が戦争開始の日より1年前までの期間にいずれかの国に特許出願した発明を日本に出願する場合、その出願日に日本に出願したもののみならずという優先権の特例が規定された。これらの規定は実用新案権と意匠権にも準用された。

このように、第二次大戦終了直後から1951年にかけて連合国人が日本で所有していた工業所有権を回復し、あるいは戦争期間中に権利が消滅したりあるいは出願・登録して本来得られるべき発明に対する法的保護を得られなかったりした特許権については、特例が定められ実質的な補償措置が取られた。節をかえて、GEが日本においてどのように特許に関する権益を回復しようとしたのか、それがアメリカの占領政策とどのように関連しているのかについて詳しく見ていこう。

### Ⅲ. GEによる工業所有権回復過程

#### 1. 現状把握と権利保護の要請

##### (1) ファウラーによる調査報告

第二次大戦終結後、GEが日本に持つ自社の資産の状況を把握したのは比較的早い時期であ

15) 特許庁『工業所有権制度百年史(下巻)』, 13-16ページ。

16) 連合国人工業所有権戦後措置令の内容については、同上書, 14ページ; 高石末吉『敵産・外貨債始末(下巻)戦後における連合国財産の保全措置と返還』財務出版, 1974年, 362-363ページを参照した。

った。東京芝浦電気の社史は、早くも1945年10月に旧東京電気の取締役でGEの子会社IGEC (International General Electric Co., Inc.) の極東部長であったW・K・ファウラー (W. K. Fowler) が爆撃調査団の一員として来日し、東京芝浦電気の戦災状況などを詳細に調査したと記されている<sup>17)</sup>。IGECがこのときどのような点に関心を持ち、どのような情報を得たかについては、帰国後にファウラーが記した機密内部文書に示されている。

IGECに報告されたファウラーの内部文書の内容は、大きく特許およびロイヤリティ等に関するものと、持株に関するものとに区別される<sup>18)</sup>。前者に関してファウラーは、国際特許管理契約が1941年12月の日米開戦以降どのように取り扱われたのかについて報告している。GEの発明による特許について「東京芝浦電気はそれ以前と同じようにそれらを検討し、彼らが価値があると考えたものを日本政府に特許出願していた。しかし、これらの出願の大部分は、通信の途絶によって譲渡証のような必要書類の提出が不可能になり、受理されなかった。したがって、彼らは上記のような出願だけを行い、その後必要書類の提出の期限を延ばそうとあらゆることを行った」ことを明らかにしている。東京芝浦電気は書類提出の期限を2カ月から8カ月に延ばすことに成功したりしたが、結局は1942年7月に特許当局が決定を下し出願無効になった。以上が、IGECが戦後初めて知りえた日本におけるGE特許の状態であった。

ファウラーは戦争により逸失した権利についても明確にしている。IGECと東京芝浦電気との特許契約第8節第3条では、東京芝浦電気が出願の価値なしと判断したGE発明については、「東京芝浦電気はそのような情報の概要をIGECに通知し、IGECがその特許権と実用新案権を返還されることを望んでいるかどうかを尋ねることになっている。しかし東京芝浦電気は戦争のために契約のこの部分を実行することができず、したがって東京芝浦電気は特許料を支払わないことによって不必要な権利を放棄し」、IGECの権利が失われたと述べている。

ロイヤリティと補償金についても正確に把握された。戦争中、東京芝浦電気はIGECから特許や技術援助を受け取っておらずIGECが契約で定められた義務を履行できなかったという理由で、契約で定められているロイヤリティの12分の1のみを大蔵省の指示に従って横浜正金銀行に払い込んだ。ファウラーは、その額について1941年第2期から1943年第1期までに合計17万3008円48銭に上ることを報告している。この額は横浜正金銀行の特殊財産勘定の金額と一致しており、さらにIGECに支払われる予定であった特許譲渡に関する補償金2363円99銭が横浜正金銀行に払われたことについても正確に報告がなされている。

持株に関して、戦争勃発によって東京芝浦電気に対するIGECの持株がどのように処理されたのか報告されている。IGECの持株は敵産管理法によって横浜正金銀行が管理するようになったこと、配当金384万415円11銭が同じく同銀行に預けられたこと、そして1943年の大蔵省令

17) 東京芝浦電気株式会社、前掲書、1963年、319ページ。

18) 内部報告の内容については「J. H. A. Torry (IGEC社長補佐) からGeneral S. B. Aikenへ」、1946年4月22日、RG 331, Box 3801に添付された報告書による。

によってIGECの持株が処分され2020名の日本人株主に売却され代金は横浜正金銀行が保管していることを報告している。また、戦争中の東京芝浦電気の増資についても調査がなされ、増資の際にIGECに割り当てられるはずであった株式の予約購入権が放棄されたことも明らかにされた。最後に、IGECの預託金と東京芝浦電気が同社取締役であったH・U・ピアース (H. U. Pearce), W・K・ファウラー, C・C・グリーンネル (C. C. Grinnell) に支払うべき報酬とボーナスも同様に敵産として横浜正金銀行に引き渡されたことも報告された。

日米が戦闘状態にあった間、通信が途絶しIGECは日本における権益がどのようになっているか全く把握できなかった。財産と財産権の保護を求め逸失したものを回復するためには、まずはどのような状態であるか知ることが重要であるが、IGECは戦後直後のファウラーの来日調査によって日本における自社の権益の状態を正確に知ることができた。IGECは、次いで、アメリカ政府と占領当局に対して日本における権益の保護と回復を求めていく。

## (2) 国務省への申し立て

1946年7月17日と同年10月25日に、IGEC社長補佐のA・T・ブラウン (Arthur T. Brown) は、国務長官に対して日本と朝鮮における工業所有権を含む財産の保護を要求する申立書を提出した<sup>19)</sup>。これは同年7月9日にGHQ/SCAP経済科学局 (ESS) が発した電報C-62853に応えたもので、ブラウンは申立書の中で権益の確保と権益の状態に関する調査を要求し、さらに調査結果をIGECに送付することを要求した<sup>20)</sup>。2つの申立書のうち、7月17日のものでは工業所有権、東京芝浦電気に対する持株、IGECが東京芝浦電気に対する持株を通して支配する日本の企業について、権利の主張と保護要請がなされた。また10月25日の申立書では銀行預金や有価証券の額、債権債務の額について申し立てが行われた。

前者の申立書では、IGECの日本特許に関する権利が主張された。国際特許管理契約のもとで、GEの特許は東京芝浦電気、その関連企業や子会社、あるいは前身企業である東京電気と芝浦製作所の名義によって出願され登録されていた。法律的にはGEの発明によるそれらの特許はIGECやGEのものではなく日本企業のものであるが、これに対してブラウンはIGECにそれら特許を帰属させる権利があることを主張した。加えて、東京芝浦電気などの日本企業名で出願され登録された特許や実用新案が返還されるまでの期間、IGECはそれらの日本特許に基づいて製品を生産し、使用し、販売する権利やサブライセンスを与える権利をもつことも主張した。これらの根拠としてブラウンは、IGECと東京芝浦電気との間の最新の契約 (1939年10月12日) において、協定の終了時には東京芝浦電気等の名義で出願され登録された特許はIGECに返還されることが明記されていること、両者間の契約は戦争によって終了したかある

19) 「A・T・ブラウンから国務長官へ」, 1946年7月17日 ; 「A・T・ブラウンから国務長官へ」, 1946年10月25日, RG 331, Box. 3801.

20) 「GHQ/SCAP CPC Check Sheet」, 1946年12月2日, RG 331, Box. 3801.



いは破棄されたことを挙げた。両者間の契約がいつ失効したかについては、実はまだこの段階では一致した認識は形成されておらず、後にIGECと東京芝浦電気との間で協議されるのであるが<sup>21)</sup>、国務省に権利を主張し保護を求める上では契約が終了し、すべての特許権がIGECの権利であることを強く主張した。

7月17日の申立書では、上記の他にも、IGECが東京芝浦電気の議決権株式の15.07%を保有していること、払い込み済み株式の19.51%を保有していることを述べ、最後にIGECが東京芝浦電気の持株を通して持つ日本の企業67社のリストと所有比率を明示した。そのうえでIGECは、これらの権益を国務省が認定し保護する措置をとるように要求し、申立書に列記された特許権や物理的な財産が売却されたり処分されたりされる場合は、事前にIGECに通知することを求めた<sup>22)</sup>。

### （3）民間財産管理局による調査と回答

7月17日と10月25日のブラウンから国務長官への申し立ては、11月15日に国務省からGHQ/SCAP合衆国政治顧問へと送られ、国務省がIGECに日本における利権の現状を知らせることのできるよう調査を行うことを求めた<sup>23)</sup>。これに従ってGHQ/SCAP民間財産管理局は、1947年4月9日に大蔵省あての覚書「インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社の日本における財産」を通知した<sup>24)</sup>。覚書は日本政府にIGECの「日本におけるすべての財産に関する完全な情報と財産目録を記載した報告書を提出する」ことを指令し、具体的には次の点を明らかにするよう求めた。すなわち、(a) 1940年12月31日時点においてIGECが東京芝浦電気に持っていた利権、(b) 同日以降のすべての取引、(c) 1941年12月7日時点での利権、(d) 現在の利権、(e) 利権に関して今日までに発生した配当、利子、ロイヤリティ、負債と債権、(f) IGECがもつ有価証券に関して今日までに発生した権利や特典、(g) 開戦時点のものも含む1940年12月31日以降の貸借対照表、(h) 1940年12月31日から今日までに発生した資本と組織に関するすべての変更、個人と工場に加えられた重要な変更、(i) 同期間における操業の状況と規模および将来計画、(j) 爆撃や法令によって被った重要な損失、(k) その他IGECに関する情報について、5月15日までに調査し報告するように求めた。

さらに同日、民間財産管理局は、日本政府終戦連絡中央事務局（CLO）あてに覚書「イン

---

21) 後述のように、1949年においてもIGECと東京芝浦電気の間で、戦前の契約が戦争によって失効したと見るべきかどうかについて議論している。本節2(2)を参照。

22) 申立書ではさらに、ドイツのオスラム・コンツェルンが日本に持つ特許権についてもIGECは権益を持つことを主張した。

23) 「国務省から連合国最高司令部合衆国政治顧問へ」Airmail Instruction No. 316, 1946年11月15日, RG 331, Box 3801.

24) 「Property of the International General Electric in Japan」095 (9 APR 1947) CPC/FP, 1947年4月9日, RG 331, Box 3801.

ターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社と東京芝浦電気株式会社との間の特許ライセンス協定」を通知した<sup>25)</sup>。この覚書で政府は、1939年10月12日付のIGECと東京芝浦電気との間の特許協定について、ロイヤリティおよびその計算根拠と協定によって取引された特許の現状の説明を含んだ報告書を調査作成し、同年5月15日までに提出することを指令された。

これらの覚書にもとづき、日本政府は調査を行い、次のような対応がなされた。最初に提出された報告書は、1947年5月15日に終戦連絡中央事務局からGHQ/SCAPあてに提出された「インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社と東京芝浦電気株式会社との間の特許ライセンス協定」に関する報告書であった<sup>26)</sup>。この報告書には、東京芝浦電気が日本に保有していたすべての特許、実用新案、商標と、満洲に保有していた特許と商標のリストが添付されていた。これと前後して、IGECは東京芝浦電気社長の新開廣作からも同様のリストを記した報告書を受け取った<sup>27)</sup>。表2は新開の報告書に記されていた工業所有権の件数を日本における特許と実

表2 報告書に記されたIGECの日本における特許・実用新案の状態

	(件)	
	特許権	実用新案権
(1) 1941年6月1日時点で現存していたもの	1,713	736
うち マツダ支社に関連するもの	902	359
芝浦支社に関連するもの	811	377
(2) 1941年6月1日時点で出願中のもの、それ以降に出願されたもの	524	212
うち マツダ支社に関連するもの	263	85
芝浦支社に関連するもの	261	127
(3) 項目(2)のうち、1946年8月10日までに登録されたもの	370	179
うち マツダ支社に関連するもの	165	71
芝浦支社に関連するもの	205	108
(4) 1941年6月1日から1946年8月10日までに期間満了により権利消滅したもの	406	239
うち マツダ支社に関連するもの	309	159
芝浦支社に関連するもの	97	80
(5) 1941年6月1日から1946年8月10日までに年金不払により権利消滅したもの	200	188
うち マツダ支社に関連するもの	48	50
芝浦支社に関連するもの	152	138
(6) 1941年6月1日から1946年8月10日までに無効審判により失効したもの	2	0
うち マツダ支社に関連するもの	1	0
芝浦支社に関連するもの	1	0
(7) 項目(2)のうち、1941年6月1日から1946年8月10日までに出願無効となったもの	137	27
うち マツダ支社に関連するもの	98	14
芝浦支社に関連するもの	39	13
(8) 1946年8月10日時点で現存しているもの	1,475	488
うち マツダ支社に関連するもの	709	221
芝浦支社に関連するもの	766	267
(9) 1941年6月1日から1946年8月10日までに実施されたもの	114	46
うち マツダ支社に関連するもの	48	7
芝浦支社に関連するもの	66	39

(出所)「新開廣作からW・R・ヘロッドへ」、1947年7月14日、RG 331, Box 3801より作成。

25) 「Patent License Agreement Between International General Electric Company, Inc., and Tokyo Shibaura Electric Co., Ltd.」072 (9 APR 1947) CPC/FP, 1947年4月9日, RG 331, Box 3801.

26) 「終戦連絡中央事務局からGHQ/SCAPへ」CLO 3716 (RP), 1947年5月15日, RG 331, Box 3801.

27) 「新開廣作からW・R・ヘロッドへ」、1947年7月14日, RG 331, Box 3801.

用新案権に限定して示したものである。次いで5月21日に大蔵省からGHQ民間財産管理局に「インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社の日本における財産に関する報告書」が提出された<sup>28)</sup>。これは4月9日の大蔵省あての覚書に従って三井信託会社が作成したもので、主にIGECが保有する東京芝浦電気株式に影響を及ぼした増資や配当の処分、財務状況が詳細に報告された。加えて、覚書で指令されたように、取引や操業の状態、法令や爆撃によって被った損害についてもまとめられ報告された。最後に、5月29日に終戦連絡中央事務局からGHQ民間財産管理局あてに「補償計算に関する陳述書」と題された報告書が提出された<sup>29)</sup>。この報告書は先の5月15日に提出された報告書を補足するものであり、東京芝浦電気等の名義で出願・登録されたIGECの特許のロイヤリティや譲渡に関する補償金について詳細な説明が行われた。以上のように、GEは1947年中ごろには独自の調査や国務省とGHQ/SCAPによる調査を通して自らが日本に持つ株式と工業所有権を中心とした財産と権益について、その全体像と現状をほぼ把握することができた。

ところで、報告書によって、前出表2にあるように具体的な工業所有権の件数とその詳細な内訳が判明した。東京芝浦電気等の名義で登録されているIGECの特許は、マツダ支社の範囲に属するものと芝浦支社の範囲に属するものを合計すると、1941年6月1日時点に現存したものが1,713件、実用新案権が736件であった。しかしより重要なのは、戦後の時点で工業所有権がどのような状態であったかであった。特許についてみれば、この表から、1946年8月10日に現存していた権利が1,475件、戦時中に失効したものが608件、戦時中に出願無効となったものが137件あったことが分かる。前者は引き続き東京芝浦電気名義ではあるが権利が存在しており、後ろ2者が工業所有権回復を図るべき対象としてあった。

IGECは現存特許を継続して保持する一方で、戦時中に失効した特許や出願無効とされた特許出願等について、権利回復や補償を獲得しようとした。しかしこれらの利権はすぐに回復されたわけではなく、回復手続きが開始されたのはようやく1951年になってからであった。この間、戦後の日本の特許制度をどのように変革するか、工業所有権の回復手続きをどのように策定するかという連合国間の議論とともに、IGECが利権をもつ東京芝浦電気等大企業が、占領政策にしたがってどのように再編されるのかという問題がGEにとって重大な関心事となった。

## 2. 特許権回復に影響を与えた占領政策

### (1) 工業所有権制度の改革

占領政策のうち、GEの特許権の回復に影響を与えたのは、主に日本の特許制度の変革に関する政策と集中排除政策であった。最初に日本の工業所有権制度の変革をめぐる議論から見よう。

28) 「大蔵省からGHQ/SCAPへ」 LO1522 (SF/FP), 1947年5月21日, RG 331, Box 3801.

29) 「終戦連絡中央事務局からGHQ/SCAPへ」 CLO 4112 (RP), 1947年5月29日, RG 331, Box 3801.

1947年、IGEC副社長のパース (Herbert B. Peirce) が合衆国賠償・補償代表团 (United States Reparation & Restitution Delegation) の一員として来日した。8月23日から9月10日までの滞在期間中、パースは東京芝浦電気と三菱電機の主力工場を視察するとともに、アメリカ政府担当者や公職追放されている日本の産業指導者と会談を行った<sup>30)</sup>。9月9日に民間財産管理局タンゼイ准将との間で行われた会談で、パースは特許権の回復と戦時中の特許侵害に対する賠償について意見を述べた<sup>31)</sup>。その中でパースは、IGECは数年以内に施行されると予想される日本の新しい特許法について知りえないので特許権の回復手続きの策定については急いでいないことを表明したうえで、議論されている新しい日本の特許法について、何人かの国務省職員の中にある、強制ライセンス規定を含めようとする傾向に対して反対を表明した。そして新しい特許法の下でGEの事業がどのようなようになるか明らかになるまでは日本に対して大規模な投資をしないと述べた。これに対してタンゼイは、日本で登録された特許権の取り扱いに関する方針はワシントンで熟慮中であるが、GHQ/SCAPはまだいかなる指令も受け取っていないのでわからないと返答している。

日本の特許法がどのように改正されるかは、戦後においても引き続き事業を継続しようとしているGEにとっては必要不可欠な情報であった。ニューヨークに戻ったパースは、翌年2月17日にタンゼイ宛に書簡を送り、戦後日本で施行される新しい特許法の草案の入手を要求した<sup>32)</sup>。しかしタンゼイはパースに対して、極東委員会が日本に対する特許政策を決定するまではなにも詳しいことが分からず、そのようなときになったら再度要求するように返信した<sup>33)</sup>。パースが日本の特許法に対して注意を払い何度も問い合わせているのは、占領政策、とくに財閥解体と集中排除政策の議論の中に日本の特許法を変革し強制ライセンス規定を含めようとする動きがあったからである。

日本の特許制度の変革について触れた報告書に、エドワーズ調査団の報告書がある。この調査団は1946年1月7日に来日し、財閥解体政策に関する政策の勧告作成を任務とした、国務省と司法省の合同調査団であった<sup>34)</sup>。エドワーズ調査団は同年3月に調査結果をまとめ司令部を通じて陸軍省と国務省に報告書を提出したが、特許法については次のように改正されるべきであると述べられていた。「発明者又はその最初の特許権譲受者が実施中の分野以外では、すべての申請者は正当かつ無差別の条件で、商業的規制なしに実施権を与えられるべきである。発明者等が実施中の分野で、ある実施権が認められた場合には、すべての申請者に無差別の条件で実施権を与えられるべきである。公式に登録されていない譲渡や実施権は無効である。この

30) 「H・B・パースからC・L・ホッジへ」、1947年10月17日、RG 59, Box 2.

31) 「US R&R代表团技術アドバイザー・パース氏との会談」RG 331, Box 3822.

32) 「H・B・パースからP・H・タンゼイへ」、1948年2月17日、RG 331, Box 3822.

33) 「P・H・タンゼイからH・B・パースへ」、1948年3月2日、RG 331, Box 3822.

34) 大蔵省財政史室編『独占禁止』(昭和財政史：終戦から講和まで：第2巻)、東洋経済新報社、1981年、144-145ページ。

方針に違反して不法に用いられた特許は無効とすることができる」<sup>35)</sup>。これが、パースが反対を表明した強制ライセンス規定である。この強制実施規定を含んだ報告書は同年8月には「日本の過度経済力集中に関する米国の政策」(SFE-182)となり、その後改訂作業が行われた。改訂作業では、エドワーズ報告の特許制度にかかわる個所について、日本の特許法は全面的に改正する必要がある、その準備が進んでいるので部分的改正はやめたほうがよいという意見が出され、特許法が経済力集中を助長しないように改正すべきであるという簡単な文章となった<sup>36)</sup>。改訂された政策文書は、1947年5月12日に「日本の過度経済力集中に関する政策」(FEC-230)としてアメリカ政府により極東委員会に提出された。しかしFEC-230で示された集中排除政策は直後に大きな反響を呼び起こし、アメリカの占領政策の変容とともに次第に緩やかなものになっていった。

FEC-230文章には日本の特許法は全面的に改正されるべきであるという考えがあったが、日本の特許法の改正と連合国人が所有する特許の取り扱いに関する極東委員会の議論は、特許法の大規模な改正は不要であるという認識で進められていた。日本の特許制度については、1947年12月15日にイギリス代表団によって提出された工業所有権の取り扱いに関する注釈的覚書とGHQ/SCAPへの助言案が極東委員会に回覧され、議論が開始された。この覚書の中でイギリス代表団は「日本は特許、商標、意匠、実用新案、不正競争、著作権を対象とした完全な法システムを有している。一般的に言って、これらの問題に関する日本の法律は、日本が参加している国際協約が決めた水準に従っており、もし管理されたとしても、いかなる劇的な変更も必要とは思われない」と述べている<sup>37)</sup>。このような認識は工業所有権政策に関する議論が進む中でも一貫して保持され、1949年3月17日には「日本における特許、実用新案、および意匠に対する政策」(政策決定第56号)が採択された<sup>38)</sup>。この決定はアメリカ合衆国国務省へ送付されたのちGHQ/SCAPに指令され、同年4月8日に覚書「連合国人の特許、実用新案、意匠の返還手続きに関する件」(SCAPIN 1990)として日本政府に通知された。この覚書で指令された内容は、先に述べたように、同年8月16日に前述の「連合国人工業所有権戦後措置令」(政令第309号)として公布され、この政令に基づいてGEをはじめとする連合国人が日本に保有していた特許権の回復がはかられていくのである。

極東委員会で日本の特許制度と連合国人の工業所有権回復について政策議論がなされている頃、ワシントンにおいて、国務省と全米外国貿易評議会(National Foreign Trade Council, NFTC)との間で、日本の特許制度に関する会談が持たれていた。国務省との会談に先立ち、NFTCでは1948年4月2日に日本に関する特許小委員会を開催し、国務省への提案内容を議論

35) 同上書、156ページ。

36) 同上書、177ページ。

37) 「日本人が所有するかあるいは日本で登録された特許および類似の工業所有権に対する政策」FEC-284文書、1947年12月15日、国立国会図書館マイクロフィッシュ、FEC(B)-0013。

38) FEC-284/18、1949年3月21日、FEC(B)-0014。

した。この小委員会はオーチス・エレベータ (Otis Elevator Company) のブラッドリー (W. E. F. Bradley), IGECのブラウン, アンダーウッド社 (Underwood Corporation) のホルトン (J. A. Holton), ITT (International Tel. & Tel. Corp) のフィネイ (Edward D. Phinney) によって構成されていた。小委員会は日本の特許法の改正と工業所有権の回復に対する国務省への提案をまとめた。前者については、「日本の特許法が一から起草される場合は、アメリカの特許法が採用されるべきである」、「現行の日本の特許法に大きな変更が加えられる場合は、新しい条項はアメリカ特許法の様式に従うべきである」、そして「本質的な変更がなされない場合は、委員会は現行の日本の特許法に反対しない（これは日本の特許法の条項が規定するいかなるコミットメントも、いかなる国においてもあるいはいかなるときにおいても望ましいものとすることを意味するものではない）」という立場であった<sup>39)</sup>。すなわち、日本の特許制度を本質的に変革する必要はなく、小さな改革でよいとの意見であった。後者に関しては、連合国人が所有する特許と商標権の実質的な所有権は認められるべきであり、すべての連合国民の特許と商標権はただちに回復されるべきであるという意見であった。

このような意見をまとめたのち、4月21日に国務省において国務省担当者とNFTCによる懇談が実施された。NFTC側の出席者は特許小委員会のうちブラッドリー、ホルトン、そしてブラウンであった。会談の中でNFTCは小委員会で議論した提案を述べ、これに対して国務省側は次のような回答を行った。まず、日本の特許制度に関しては現行法の小規模な変更が予定されており、その修正点は秘密特許制度の廃止と料金に関する改正であって、「いかなる根本的な諸点においても日本の特許法を修正するつもりはない」ことが述べられた<sup>40)</sup>。次いで工業所有権の回復については、連合国人に対する権利回復の規定が作られるであろうこと、その方法は「戦争中に日本政府によって隔離されたか、あるいは特許料未納で失効した特許を要求によって回復する規定と、回復された特許を所有者の要求によって、戦争によって逸した期間と同じ期間の延長を行う規定である。一般的に、それらの規定はイタリアとバルカン諸国との講和条約に組み込まれたものと同じものになるであろう」と詳しい内容を答えている<sup>41)</sup>。

このように、1948年ごろには極東委員会の中でもアメリカ国務省の中でも、日本の特許法に大きな変革を加えずに一部改正にとどめておくという方向性が明確になり、1949年4月にはGHQ覚書として、8月には政令としてその方向性が確定したのであった。

## (2) 集中排除政策

GEの特許権の回復過程に影響を与えた2つ目の要因は、集中排除政策であった。東京芝浦

39) NFTC「特許に関する日本小委員会会議に関する報告書」, 1948年4月8日, RG 59, Box 5.

40) NFTC「全米外国貿易評議会日本特許小委員会代表団と国務省代表団との会談に関する報告書」, 1948年5月19日, RG 59, Box 5.

41) *Ibid.*

電気は、1946年3月14日に関係会社29社とともに制限会社に指定され、同年12月には持株会社整理委員会から持株会社の指定を受けた<sup>42)</sup>。制限会社の指定によって東京芝浦電気は資産の売却等を制限されるようになり、持株会社の指定は集中排除政策の対象となり企業分割の対象となったことを意味した。IGECは集中排除政策に重大な関心をもち、状況の把握と東京芝浦電気の分割阻止にうごいた。

IGEC社長のW・R・ヘロッド（William R. Herod）は1947年4月14日に東京芝浦電気に書簡を送り状況を質問した。これに対して東京芝浦電気は、7月14日に経営状況と経営を取り巻く様々な要素について詳細な報告書をIGECに返信した<sup>43)</sup>。この報告書で東京芝浦電気は、1945年からの生産物リストとGHQ/SCAPが承認した第1次工場再建計画を示して現在の経営と生産の状況に関する報告を行い、戦時中に拡大された工場の閉鎖や再編計画についても説明を行った。加えて企業再編に関する法令として「戦時補償特別措置法」（昭和21年法律第38号）、「会社経理応急措置法」（昭和21年法律第7号）、そして「企業再建整備法」（昭和21年法律第40号）の解説を行った。IGECがもつ東京芝浦電気株式会社については、戦時中に敵産管理法によって処分され、現在は持株整理委員会によって管理されていることが述べられ、会社の証券保有制限等に関する勅令」（昭和21年勅令第567号）と「持株会社整理委員会令」（昭和21年勅令第233号）の解説が添付された<sup>44)</sup>。

8月から9月にかけて来日し調査を行ったパースも、同様に集中排除政策に対して重大な関心をもっていった。パースは10月16日にアメリカ陸軍次官ウィリアム・ドレーパー（William H. Draper, Jr.）に書簡を送り、「東京芝浦電気は独占体でないし、分割によりかなりの経費が増加し、ただでさえ少ない企業経営者への需要を増大させる。電機企業はたくさんあるし、大企業も東京芝浦電気、三菱電機、日立製作所といったように3つもある。どの企業も日本の電機産業を独占していない」として東京芝浦電気の分割に強く反対した<sup>45)</sup>。ドレーパーは元ディロン・リード社の副社長で、アメリカの対日占領政策の経済改革路線から復興路線への変更を主導した人物の一人である<sup>46)</sup>。厳格な集中排除政策によって日本に所有する事業資産が棄損するおそれがあったので、IGECはアメリカ大企業の利益を代弁するドレーパーと連絡し東京芝浦電気の分割を避けようとしたのである。

1947年12月8日になると、大企業の分割を内容とする過度経済力集中排除法が公布され、

42) 東京芝浦電気、前掲書、255ページ。

43) 4月14日の書簡は、東京芝浦電気元社長津守豊治が同年2月14日にヘロッド宛に送った書簡への返答であった。「新開廣作からW・R・ヘロッドへ」、1947年7月14日、RG 331, Box 3801。

44) この報告書には、他に原材料不足の問題、取締役の公職追放と変更、工業所有権の状況とそれに対する補償についても報告された。

45) 「H・B・パースからW・H・ドレーパーへ」、1947年10月16日、RG 59, Box 2。

46) Schonberger, Howard B., *Aftermath of War: Americans and the Remaking of Japan, 1945-1952*, The Kent State University Press, 1989, pp. 161-163, 175-178（宮崎章訳『占領1945～1952—戦後日本をつくりあげた8人のアメリカ人—』時事通信社、1994年、198-200、214-217ページ）。

1948年2月8日に東京芝浦電気は集中排除法による指定を受けた。法令にしたがい東京芝浦電気は会社の再編成計画要綱を作成し4月に提出したが、11月になると会社を5社に分割するという厳しい内容のGHQ指令案の原案が示された。そこには「《市場の独占の目的または取引制限のために使用された》すべての特許権・実用新案権の一般公開、新設会社が旧社名・商号を使用することの禁止」も含まれていた<sup>47)</sup>。しかしアメリカの対日占領政策の変化によって再編成計画は緩やかなものとなった。1949年2月に持株会社整理委員会からあらためて再編成計画に関する指令案の原案が通達されたが、その内容からは5社に分割する案も特許・実用新案の一般公開の案も除外され、工場の一部処分案が残された<sup>48)</sup>。

東京芝浦電気が行うべき編成計画の内容が明らかになると、再編によって東京芝浦電気の名義で存在しているGEの日本特許やライセンスがどのような影響を受けるのかについて具体的な検討ができるようになる。この問題については、資産回復を担当するためにIGECの特別代表として来日したF・H・エール(Francis H. Ale)が対応した。エールは1949年3月31日に東京芝浦電気に対して質問表を送り、事業再編成計画によってIGECが東京芝浦電気にライセンスしている特許や商標がどのような影響を受けるかについて回答するように求めた。

質問は3つに分けられていた。1つ目は指令によって会社が分割された場合、GEの特許と商標、東京芝浦電気の特許と商標がどうなるかであり、2つ目は、持株会社整理委員会の命令によって関連会社の株式を処分しなければならなくなった場合、GEの特許と商標、東京芝浦電気の特許と商標はどうなるかという質問であり、3つ目は戦争開始後に東京芝浦電気がライセンスを供与した企業や契約があれば情報を提供してほしいというものであった。

これらの質問に対する回答は、1949年4月27日付でエールに送付された<sup>49)</sup>。1つ目の質問に対しては(1)IGECと東京芝浦電気との間の協定が戦争によって失効したと見る場合、(2)IGECと東京芝浦電気との協定の有効性が継続していると見る場合、に分けて回答された。

(1)の場合、GE特許が東京芝浦電気の名義で取得されていても、東京芝浦電気はIGECの代わりに保管業務を行っていることになるし、東京芝浦電気はそれをIGECに返還する義務を負っていることになり、それらに対して東京芝浦電気は支配権を持っていないことになる。また、集中排除法によってもIGECは第2会社へのライセンスを与える義務はない、というのが回答であった。

(2)の場合は、さらに①東京芝浦電気が工場を閉鎖する場合、②東京芝浦電気が第三者に工場を売却によって移転する場合、③「第2会社」設立によって資産を処分する場合、に分けて回答がなされた。①は問題ないとされ、②③の場合を詳しく回答している。どちらの場合にも、基本的にはGE特許をライセンスする義務を東京芝浦電気もIGECも負わなくて良い、というも

47) 東京芝浦電気、前掲書、283ページ。

48) 同上書、283-285ページ。

49) 「石黒直一からF・H・エールへ」、1949年4月27日、RG 331, Box 3801.



のであった。ただし、②の場合は特許で保護された設備を売却するようになること（この場合ライセンスしなければならない）、③の場合はカーバイドに関するものに限りライセンスが必要なことを回答した。また、IGECの商標に関しては、分離工場に移転する義務も必要性もないと回答した。

2つ目の質問に対する回答は次のようなものであった。関連会社の処分が工業所有権の問題となるのは、東京芝浦電気が子会社に対してGE特許をサブライセンスしている場合であり、具体的には8社（石川島芝浦タービン、日本電興、日本ビクター、芝浦製作所、東京真空管、宮田製作所、ドン真空管、他1社<sup>50)</sup>）へのサブライセンスが問題であった。IGECと東京芝浦電気との協定が戦争によって失効しているとした場合、GE特許のサブライセンス権も自動的に失効しているのでは問題はないが、それが継続していると見る場合は、日本電興と日本ビクターとのライセンス協定によって与えられたサブライセンスは持株処分後であっても有効性を喪失しない。ただし、そのようなサブライセンスが不都合な場合は、東京芝浦電気は協定を破棄するだろうと回答した。石川島芝浦タービンとのライセンス協定でも、持株が51%を切った場合その有効性が喪失すると規定されているので、持株整理委員会が東京芝浦電気の持株の処分を決定した場合は、ライセンス協定は失効すると回答した。

東京芝浦電気の再編成計画は、1949年6月17日に「再編成計画に関する決定指令」が出され、8月19日に企業再建整備計画法に基づく「整備計画認可申請書」が大蔵大臣に提出され年末に認可された。その主な内容は14社の第2会社を設立し、12工場を処分するというものであった<sup>51)</sup>。東京芝浦電気の事業再編計画が具体的なものになり、しかも当初の急進的な分割案ではなく戦時中に膨張した不要な事業を合理的な条件によって処分する再編計画が明らかになったことで、GEは東京芝浦電気の名義で保有する工業所有権とライセンス関係に関する予見可能性が高まり、特許権の回復に向けて踏み出すことができるようになった。

### 3. 回復請求と回復措置

4月27日に東京芝浦電気から回答を受け取ったエールは、1949年5月23日に民間財産管理局に対して、東京芝浦電気の名義で登録されているIGECの特許権の回復に関する情報を提供するよう、口頭で要求した<sup>52)</sup>。民間財産管理局は、このエールの要求に応じて日本政府（特許標準局）に対して覚書「もとインターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社の特許で東京芝浦所有の特許」を通知した（表1参照<sup>53)</sup>。この覚書は、IGECの特許、実用新案、およびこれらの出願で、1941年12月7日以降に東京芝浦電気株式会社名義で登録されたものを報告するよ

50) あと1社はMusen Suki Sangyoと表記されているが特定できない。

51) 東京芝浦電気、前掲書、283-285ページ。

52) 「Memo for Record」, 1949年6月4日, RG 331, Box 3822.

53) 「Tokyo Shibaura Patents of International General Electric Origin」072 (4 Jun 1949) CPC/FP, RG 331, Box 3822.

う命じており、日本政府は該当する全ての特許と実用新案の登録番号、公告日、出願日を報告すること、該当する特許および実用新案の出願状況について報告することが求められた。特許標準局は覚書にしたがって報告書を作成し、7月26日に民間財産管理局に提出した。報告書にまとめられた東京芝浦電気等日本企業名義で登録されたGE特許は、開戦時に現存したものが1,760件でそのうち失効したものが639件、年金未納で取消されたものが226件であった。同様に実用新案に関しては、開戦時に現存したものが779件でそのうち失効したものが325件、年金未納で取消されたものが202件等であった。エールはこの報告書に基づき回復手続きを開始した。エールは1951年2月20日と3月30日に、「情報請求 (Request for Information)」「回復申請 (Demand for Restoration)」「延長申請 (Demand for Extension)」および代行権限書 (Power of Attorney, P/A) を民間財産管理局に提出した。これらの書類は民間財産管理局から日本政府 (特許標準局) に送付され回復が指示された<sup>54)</sup>。

しかしエールの特許権回復請求には問題が含まれていた。それは特許法上の名義がGEやIGECといった連合国人ではなく東京芝浦電気という日本企業の名義であったことである。回復請求を受け取った民間財産管理局でも、エールの請求は「1941年12月7日において合法的に所有していなかったか、あるいは上記の以前の所有者によってすでに決められていた契約によってその日以後に他社に譲渡された特許の回復を要求しているという点で、特異である」として注意がはらわれた<sup>55)</sup>。この問題の解決、すなわちこのような財産が回復できるかどうかという問題は、1949年4月のGHQ覚書「連合国人の特許、実用新案、意匠の返還手続きに関する件」(SCAPIN 1990) の法的解釈を含んでいるため、民間財産管理局はこの問題をGHQ/SCAP法務局 (Law Section) の検討に回した。民間財産管理局は法務局からの回答を受けて、1951年4月5日に日本国政府特許標準局への覚書「インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社が保有する日本における特許財産の回復」を通知した<sup>56)</sup>。この覚書は、IGECの特許の回復については、次の2つのものを除いて速やかに手続きを行うよう日本政府に指令するものであった。覚書では「1941年12月8日時点でインターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社の名義で登録されていない特許財産」と「開戦以前の日付で譲渡され、開戦以後にインターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社から移転された特許財産」を除いて回復することが指令された。すなわち、1941年12月8日時点でIGECの名義で登録されていない特許権、戦前に定められた割当によって開戦後にIGECから移転された特許については、回復を行わなくてもよい、というものであった。

---

54) エールが申請した件数は2月と3月の申請を合わせ、「情報請求」「回復申請」「延長申請」ともに特許権が610件、実用新案権が232件であった。これらの数字は後に回復不可能と決定された数字とは一致しない。国立国会図書館マイクロフィッシュ、CPC-4507, 4508。

55) 「Memo for Record」, 1951年3月15日, RG 331, Box 3822.

56) 「Restoration of Patent Property in Japan Owned by International General Electric Company, Incorporated」072 (17 Jan 51) CPC/OD, RG 331, Box 3822.

結果、エールが回復請求を行った東京芝浦電気名義の登録済み特許611件、登録済み実用新案権163件、無効とされた特許出願49件、同じく実用新案登録申請19件が回復不許可として回答された。1951年7月30日付の通知書には、特許標準局による不許可の理由について次のように記載されていた。すなわち、「(a) これらの特許・実用新案は、1941年12月7日以前における適切な譲渡により東京芝浦電気株式会社に移転されており、1941年12月8日時点において東京芝浦電気株式会社の名義で登録されている、(b) “特許あるいは登録を入手する権利”が1941年12月7日以前における適切な譲渡により東京芝浦電気株式会社に移転されており、出願は1941年12月8日時点において東京芝浦電気株式会社の名義で申請されている、(c) 東京芝浦電気株式会社の名義において最初の出願申請がなされている、(d) 1941年12月8日以降にこれらの特許権が東京芝浦電気株式会社からIGECに譲渡された記録がない。したがって、上記の申請者は、回復及び延長を要求する権利がない」<sup>57)</sup>。東京芝浦電気名義等で出願・登録された特許と実用新案のうち失効したものや無効になったものを回復しようとするIGECの試みは失敗したと言えよう<sup>58)</sup>。

#### IV. おわりに

本稿の目的は、日本企業名義で出願・登録され管理されていたGE特許が、その権利をどのように保持したのか、工業所有権戦後措置の過程でどのように処理されたかについて、GEの行動から明らかにすることにあつた。この目的に沿って内容を要約すると次のようになる。

1941年12月8日の日米開戦から終戦までの期間、日米間の通信と交通は途絶し、GEの特許権をもつ東京芝浦電気がどのような経営を行っていたのか、資産が戦時法令によってどのように処分されたのかという情報は全くつかめなかった。しかし1945年10月には爆撃調査団の一員として来日したファウラーがGE特許の管理状況も含めて詳細な状況をつかみ本社に報告した。GEはアメリカ政府や占領機関を通して日本に保有する資産の調査と保護を求め、1947年中ごろには財産と権益についての全体像を把握した。特許権に関していえば、東京芝浦電気等の名義で出願・登録されていたGE特許のうち、1,400件余りは現存しており、約750件が戦時中に失効したり出願無効になったりしていることが判明した。回復措置の対象となったのは後者であった。

だが、GEはすぐに日本特許を回復しようとはしなかった。工業所有権に関する回復手続きが定められていなかったことも一因ではあったが、回復手続きが1951年になるまで行われな

57) 「Notification of Impossibility of Restoration and Extension」, 1951年7月30日, CPC-4506, 4507.

58) なお商標権の回復においてもIGECが行った回復申請のうち商標第142,589号（クーリッジ管球のマーク）の回復と期間延長は認められたが、もう一つの商標である第142,633号（「クーリッジ管球」とカタカナで表示されたもの）は1935年5月7日に東京電気に移転されているので、回復の対象にならないと決定された。「E・C・ミラー・ジュニアからF・H・エールへ」, 1950年12月28日, RG 331, Box 3822.

ったのは、GEが占領政策の方向性を見極めたこと、また占領政策の変更を働きかけることに労力を費やしたことによる。特許制度に対して加えられようとしていた変更や集中排除政策による東京芝浦電気の分割案のゆくえは、直接的にGEの日本における利権に影響するものであり、戦後の経営の在り方を大きく作用するものであった。占領政策は1948年から、いわゆる逆コースと呼ばれるように、政策の力点が経済復興へと移動し、工業所有権においても持株においても大きな影響を与えるものではなくなった。1951年になってようやくGEは戦時中に失効した特許を中心に特許の回復や期間延長を請求する。しかし本質的にGEの特許であったとしても日本企業名義で出願や登録がなされており、GEが目論んだような戦時中に消滅した権利の回復や、延長措置の獲得には成功しなかった。

失地回復には失敗したものの、GEは占領期間中、日本において戦前の特許管理契約下にあった特許を保持していた。しかし同時に、GEのトップマネジメントにおいては、戦間期のグローバルな特許管理契約網や国際戦略を見直し、戦後の世界経済の現状に合致した契約に改定する議論が進められていた。国際戦略が再検討されていく中で、GEの日本における国際特許管理も次第に新たな形態へと転換を遂げていく。これについては次稿で明らかにしよう。